

児童扶養手当・特別児童扶養手当を ご存知ですか？

児童扶養手当（子ども育成課） ☎（64）7719
 特別児童扶養手当（健康福祉課） ☎（64）7705

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給対象は次のとおりです。申請方法など詳しいことはお問い合わせください。なお、偽りやその他不正な手段により手当を受けたときには、法令により罰せられる場合があります。

- ⑦ 父または母が1年以上拘禁中
- ⑧ 未婚の母の子
- ⑨ その他政令で定めるもの

手当額（月額）

※所得により異なります。

【全部支給】

● 児童扶養手当

対象 次の①～⑨のいずれかの条件にあてはまる「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（障がいのある場合は20歳未満の児童）」を監護している父または母、父または母に代わってその児童を養育している人。

- ① 父母が離婚した後、父または母と生活していない。
- ② 父または母が死亡した。
- ③ 父または母が重度の障がい（障害基礎年金一級相当）の状態にある。（児童が父または母の障害年金の加算対象になっている場合は、年金の子加算と児童扶養手当による差額分の手当を受給できます）
- ④ 父または母が生死不明
- ⑤ 父または母に1年以上にわたり遺棄されている。
- ⑥ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けている。

1人	42,910円
2人目	+10,140円
3人目以降	+6,080円
【一部支給】	
1人	42,900円
2人目	+10,120円
3人目以降	+5,070円
3人目以降	+3,040円

※物価により変動する場合があります。

次に該当する場合は支給されません。

- 児童・父母もしくは養育者が日本国内に住所を有しない。
- 親族以外の男性または女性と同居するなど事実的な婚姻関係がある。
- 児童が児童福祉法に規定する里親に委託されている。
- 児童が児童福祉施設などに入所している。
- 児童が父または母の配偶者（事実婚を含む）に養育され

● 特別児童扶養手当

対象 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）などで、一定の障がいがある20歳未満の児童を監護する父、もしくは母または父や母に代わって養育している人。

○ 請求者などの所得額や年金等受給額が一定の額を超えている。転出や資格喪失など、受給金額や受給期間に係る届出が遅れた場合、過払いに伴う返還金が発生することがあります。

手当額（月額）

52,200円（一級）
34,770円（二級）

※物価により変動する場合があります。

- 次に該当する場合は支給されないことがあります。
- 児童・父母もしくは養育者が日本国内に住所を有しない。
- 児童が児童福祉施設などに入所している。
- 児童が障がいを事由とする公的年金などを受けることができる。
- 父母などの所得額が一定の額を超えている。

文化センター周辺地区 住宅分譲の第Ⅱ期募集案内

都市建設課まちづくり係 ☎64-7707

町では、文化センターの周辺を住宅分譲団地として整備しており、全232区画の分譲を予定しています。そのうち202区画については販売事業者である、トヨタウッドユーホーム（株）が販売し、残りの30区画については、町が所有し、玉村町不動産業者協同組合を介して販売していきます。

30区画の内、第Ⅰ期町分譲地の14区画については平成30年度に完売し、このたび、第Ⅱ期町分譲地の16区画の募集を開始します。

- 募集期間 6月1日（土）～7月31日（水）
- 申込先 玉村町不動産業者協同組合（代表：昭栄産業）
（下新田775番地1）
☎65-8677 ☎64-1230
- 公開抽選 令和元年8月中下旬頃予定（各画地について競合した場合）
- 売買契約 令和元年9月上旬頃予定
- ※申込書等は6月1日から役場都市建設課のホームページに掲載します。
- ※建築に際し各種要件があるので必ず遵守してください。

